第２号（第11条関係）（昭40総府令31・昭60総府令43・平６総府令９・平11総府令２・令元内府令12・一部改正）

指　定　通　知　書

年　月　日

申請者　　殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の２第１項の規定に基づき、下記の射撃場を指定射撃場として指定する。

名　　称	
所　在　地	
指定番号	
射撃場の区分	
使用できる銃砲	
使用できる実包	
射撃の方法	
備　　考	

備考　１　備考欄には、指定の期間その他指定に関し必要と認められる事項を記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。